

選挙葉書ご利用のしおり

北	海	道	知	事
北	海	道	会	議
市	市	町	村	員
市	町	村	議	長
			会	員
			議	

日本郵便株式会社 北海道支社

目次

第1	選挙葉書について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	選挙葉書の使用枚数	
2	選挙葉書の交付、表示を行う郵便局	
3	選挙用の表示	
第2	選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等について・・・	3
1	選挙葉書の交付	
2	お手持ちの葉書への選挙用の表示	
3	選挙用の表示位置	
4	書損等葉書に対する選挙用の表示	
5	選挙葉書の返還	
6	選挙葉書の再交付	
7	選挙葉書の譲渡の禁止	
第3	選挙葉書の規格、様式等について・・・・・・・・・・	6
1	私製葉書の規格等	
2	表面に記載できる範囲	
3	私製葉書の郵便番号記入枠の刷色	
第4	選挙葉書の差出し方について・・・・・・・・・・	8
1	選挙葉書の差出郵便局	
2	差出票の使用方法	
3	選挙葉書の早期差出	
4	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律	
5	一度に100通以上差し出す場合の差出方法	
6	選挙葉書の特殊取扱の禁止	
7	選挙葉書の再差出し	
6	選挙葉書の引受をお断りする場合	
第5	弊社からのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1	選挙事務所を設置した場合の連絡	
2	郵便局との事前打合せ	
3	選挙葉書の交付又はお手持ちの葉書への選挙用の表示を速やかに受けていただくために	
4	選挙葉書のあて名等の記載方法	
5	窓口取扱時間	
別紙 1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
別紙 2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

北海道議会議員 北山市議会議員	「別紙１」の郵便局
町村議会議員 町村議会議員	「別紙２」の郵便局

3 選挙用の表示

葉書の表面左側上部（横に長く使用する場合は右側上部）への選挙用の表示は、前記２の郵便局において行います。

なお、選挙用の表示は、さびききょう色（注）で表示します。

注：さびききょう色とは、一般の消印にも使用しているものです。

※ 候補者の側において事前に印刷等による選挙用の表示は行わないでください。

【選挙用の表示例】

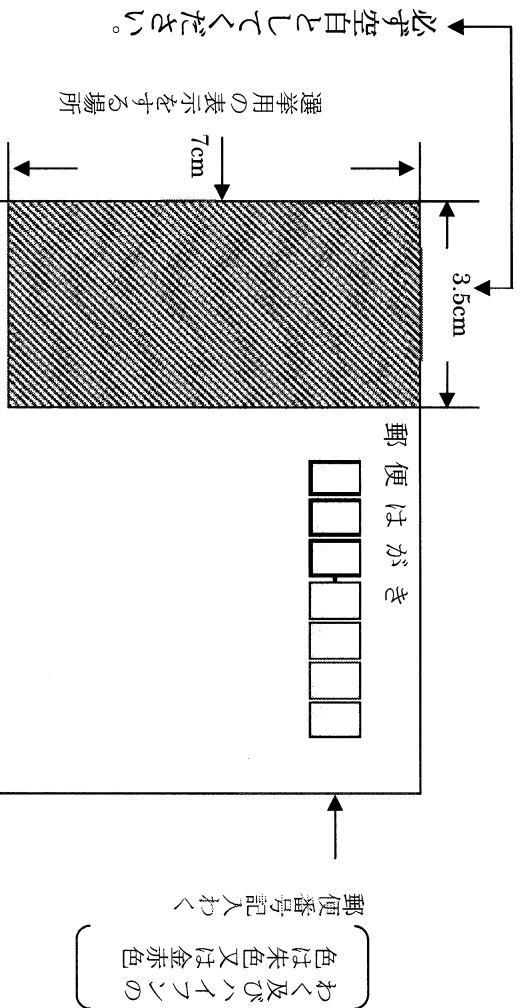
自動押印機配備局 （押印機を使用して押印）	自動押印機未配備局 （つち型日付印・浸透式日付印・棒型日付印を 使用して押印）

※ つち型日付印・浸透式日付印・棒型日付印で表示できるのは、自動押印機が配備されていない場合で、かつ、町村長又は町村議会議員の選挙に限られています。

3 選挙用の表示位置

お手持ちの葉書を使用される場合は、選挙葉書の表面に選挙用の表示をしますの
で、必ず下図の網掛けスペースを確保いただくようお願いします。

注：住所氏名の記載時及びあて名のタックシールを貼付する際は、確保いただいた
たスペースにかからないよう、ご注意ください。



4 書損等葉書に対する選挙用の表示

選挙用の表示をした葉書について、印刷の誤り、書き損じ、き損又は汚損したもの
(以下、「書損葉書」といいます。)は、その枚数に限り、別にお手持ちの葉書に選
挙用の表示を受けることができます。

この場合、書損葉書に証明書と表示を受けるお手持ちの葉書を添えて、さきに選挙
用の表示を受けた郵便局にその旨を申し出てください。

- 注：1 提出された書損葉書は、選挙運動期間中、郵便局において保管し、選挙終了
後にお返しいたします。
- 2 書損葉書は、弊社発行の新しい通常葉書と交換することはできませんので、
ご了承ください。

5 選挙葉書の返還

立候補を辞退されたとき、又は立候補を却下されたときに、既に選挙葉書の交付を
受けている場合は、直ちにその葉書全部を、交付を受けた郵便局に返還してくださ
い。

また、その葉書の一部を選挙運動のために既に差し出している場合は、選挙運動に
使用したことを明記した明細書（様式適宜）を添えて、残りの全てを返還してくだ
さい。

第3 選挙葉書の規格、様式等について

選挙葉書は一般の通常葉書と同様に、郵便法・内国郵便約款の第二種郵便物（通常葉書）の規定が適用されます。

定められた規格、様式、記載事項等に違反している場合は、「規定違反郵便物」として差出人にお返しすることとなりますので、私製葉書を使用される場合は、次の点にご注意ください。

1 私製葉書の規格等

(1) 大きさ

長辺が14.0cm以上15.4cm以下、短辺が9.0cm以上10.7cm以下の長方形の紙であること。

(2) 紙質・厚さ

弊社が発行する葉書と同等以上であること。

(3) 重量

2g以上6g以下であること。

(4) 表面の色彩

白色又は淡い色であること。

※淡い色以外の色付き葉書は認められません。

(5) 「郵便はがき」の表示

葉書表面の上部又は左側部（横に長く使用するものにあつては右側部）の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明瞭に表示したものであること。

(6) 私製葉書の郵便番号記入枠の刷色

私製葉書を使用される場合は、郵便番号枠及びハインフンは朱色又は金赤色で印刷くださいようお願いします。

第 4 選挙葉書の差出し方について

1 選挙葉書の差出郵便局

選挙葉書は、選挙長が発行する「選挙運動用通常葉書差出票」【様式2】（以下、「差出票」といいます。）を添えて、交付・表示を受けた郵便局又は後記第5の5に記載されている郵便局の取扱窓口差し出してください。

注： 選挙葉書は、絶対にポストへ投函しないでください。

ポストへ投函された選挙葉書は、規定違反郵便物として差出人にお返しすることになります。

2 差出票の使用方法

差出票の使用に当たっては、次の点に十分ご注意ください。

なお、下記(1)から(4)及び(6)の（ ）内は、選挙の区分により次の数値を適用します。

選挙の区分	※1	※2
北海道知事選挙	5 0 0	1, 0 0 0
北海道議会議員選挙	2 0 0	4 0 0
市長選挙	2 0 0	4 0 0
市議会議員選挙	2 0 0	4 0 0
町村長選挙	1 0 0	2 0 0
町村議会議員選挙	1 0 0	2 0 0

- (1) 差出票は、選挙長から候補者に対して、前記第1の1「選挙葉書の使用枚数」の(※1)分の1枚交付されます。

例： 札幌市以外の市長選挙の場合、選挙葉書の使用枚数は8,000枚のため、差出票の交付枚数は40枚となります。

- (2) 1枚の差出票で選挙葉書を(※1)通まで差し出すことができます。

(※1) 通を超えて差し出す場合、又は差出通数の累計が(※1)通を超える場合は、その超える分の(※1)通又は(※1)通未満の端数ごとに、別の差出票を使用することになります。

- (3) 同時に(※2)通以上を差し出す場合は、(※1)の整数倍となる通数については、その通数に相当する枚数の差出票をとり合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄にその全通数を記入、次の欄にとじ合わせた差出票の枚数を記入の上、傍らに差出人の印を押し、2枚目以下の差出票の記入欄には朱色の斜線を引いて差し出すことができます。

この場合、(※1)通未満の端数については、別の差出票を使用することになります。

<見直し後の普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ：翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
		⇒ (お届け日 数繰下げ)	配達	-	-	-
水曜日差出し	差出し					
木曜日差出し	-	差出し	⇒ (お届け日 数繰下げ)	⇒ (土曜日の 休配)	⇒ (日曜日の 休配)	配達
金曜日差出し	-	-	差出し	⇒ (土曜日の 休配)	⇒ (日曜日の 休配)	配達

- 選挙葉書についても、今回のサービスの見直しの影響を受けませんが、改正法の附帯決議等を踏まえて、次のとおり取り扱います。
- 選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様には、早期差出しへのご協力をお願いいたします。

<見直し後の選挙運動用通常葉書の取扱いイメージ：翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
			金曜日までに配達	-		-
水曜日差出し	差出し	⇒				
木曜日差出し	-	差出し	⇒	土曜日までに配達	投票日	-
金曜日差出し	-	-	差出し	配達		-

※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。

※ 選挙葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱いますが、差出しのタイミソングや通数によっては差出し日の翌日（配達予定日の前日）の配達となる場合があります。

《参考》2022 年 1 月以降の見直しイメージ（おおむね 17 時までの差出し）

○ 翌配地域の場合

引受日	変更前	配達曜日	変更後
月曜日	火曜日		水曜日
火曜日	水曜日		木曜日
水曜日	木曜日		金曜日
木曜日	金曜日		月曜日
金曜日	土曜日		月曜日
土曜日	月曜日		火曜日
日曜日	月曜日		火曜日

○ 翌々配地域の場合

引受日	変更前	配達曜日	変更後
月曜日	水曜日		木曜日
火曜日	木曜日		金曜日
水曜日	金曜日		月曜日
木曜日	土曜日		月曜日
金曜日	月曜日		火曜日
土曜日	月曜日		火曜日
日曜日	火曜日		水曜日

【様式2】選挙運動用通常葉書差出票
(表 面)

選挙運動用通常葉書差出票				
差 出 票 番 号	第		号	
発 行 者 氏 名	選挙選挙長 ①			
候 補 者 氏 名	選挙 (区) 候補者			
この 差 出 票 に よ る 差 出 制 限 枚 数			通	
差 出 月 日	差 出 通 数	差 出 合 計 数	備 考	

注 備 考 欄 は、郵 便 物 の 配 達 事 務 を 取 り 扱 う 日 本 郵 便 株 式 会 社 の 富 業 所 又 は 日 本 郵 便 株 式 会 社 の 指 定 し た 富 業 所 で 使 用 する 欄 で す か ら 記 入 し な い で く だ さ い。

(裏 面)

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1 枚につき差出通数の累計が 500 通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1 回の差出通数又は差出通数の累計が 500 通を超えることとなるときは、その超える分につき 500 通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には 1 回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には 1 枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に 1, 000 通以上を差し出すときは、500 通の整数倍となる通数につき、500 通ごとに 1 枚として数えた枚数の差出票をとり合わせ、1 枚目の差出票の最初の記入欄に 500 通未満の端数を除いた全通数を記入することが出来る。この場合においては、1 枚目の差出票の記入欄の 2 行目以下に同じ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2 枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く早く差し出すこと。

備 考

都道府県の議会の議員、市長 (特別区の区長を含む。) 及び市の議会 (特別区の議会を含む。) の議員の候補者の差出票については、この様式中「500 通」とあるのは「200 通」と、「1, 000 通」とあるのは「400 通」とし、町村長及び町村の議会の議員の候補者の差出票については、この様式中「500 通」とあるのは「100 通」と、「1, 000 通」とあるのは「200 通」とする。

- (3) 新市制施行地、町村合併地域、新住居表示実施地域などに差し出される場合は、正しい住所をお調べの上記載してください。
- ※ 古い名簿などによりあて名等が記載されているため、配達ができない場合や、調査に時間を要し配達が遅くなる場合もありますので、あて名等の正確な記載にご協力をお願いします。
- (4) 郵便番号は住所の一部です。正しい郵便番号をはっきりと記入するようにお願いします。
- (5) 差出人の住所・氏名も明確に記載をお願いします。

【あて名記載例】

3.5cm		郵便はがき	
※選挙用の表示をする部分で ださい。マーク等も不可		1 2 3 - 4 5 6 7	
7cm		郵便番号（7ケタ）を お忘れなく	
北 海 太 郎 様		〇〇市××町□番地 △△××棟〇号室	
〇〇市××町□番〇号 △△ハイツ〇号室		郵便まで正確に （住居表示地域は「号」 まで記載します。）	
北 海 次 郎		マンション名等方書 の記載	
差出人の住所・ 氏名も明確に			
4 5 6 7 8 9 0			

都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含みます。）又は市の議会（特別区の議会を含みます。）の議員の選挙」の通常葉書の交付を行う郵便局 【2023年1月1日から適用（2023年1月27日現在）】

○都道府県の議会の議員

選挙区名		郵便局名		
札幌市中央区	札幌中央郵便局	山鼻郵便局	—	
札幌市北区	札幌北郵便局	札幌中央郵便局	篠路郵便局	—
札幌市東区	札幌中央郵便局	丘珠郵便局	—	
札幌市白石区	札幌白石郵便局	—	—	
札幌市厚別区	厚別郵便局	—	—	
札幌市豊平区	豊平郵便局	—	—	
札幌市清田区	厚別郵便局	—	—	
札幌市南区	札幌南郵便局	—	—	
札幌市西区	札幌西郵便局	—	—	
札幌市手稲区	手稲郵便局	—	—	
函館市	函館中央郵便局	函館北郵便局	函館東郵便局	—
小樽市	小樽郵便局	—	—	
旭川市	旭川中央郵便局	旭川東郵便局	永山郵便局	—
室蘭市	室蘭郵便局	東室蘭郵便局	—	
釧路市	釧路中央郵便局	釧路西郵便局	—	
帯広市	帯広郵便局	西帯広郵便局	—	
北見市	北見郵便局	—	—	
岩見沢市	岩見沢郵便局	—	—	
網走市	網走郵便局	—	—	
苫小牧市	苫小牧郵便局	—	—	
稚内市	稚内郵便局	—	—	
美瑛市	美瑛郵便局	—	—	
江別市	江別郵便局	野幌郵便局	—	
名寄市	名寄郵便局	—	—	
根室市	根室郵便局	—	—	
千歳市	千歳郵便局	—	—	
滝川市	滝川郵便局	—	—	
登別市	登別郵便局	—	—	
恵庭市	恵庭郵便局	—	—	
伊達市	伊達郵便局	—	—	
北広島市	北広島郵便局	—	—	
北斗市	函館中央郵便局	北斗郵便局	—	
空知地域	岩見沢郵便局	札幌中央郵便局	旭川東郵便局	—
	滝川郵便局	砂川郵便局	深川郵便局	—
	美瑛郵便局			
	石狩郵便局	札幌中央郵便局	—	
後志地域	倶知安郵便局	小樽郵便局	余市郵便局	—
胆振地域	苫小牧郵便局	長万部郵便局	—	
日高地域	苫小牧郵便局	—	—	
渡島地域	函館中央郵便局	長万部郵便局	—	
檜山地域	江差郵便局	長万部郵便局	—	
上川地域	旭川東郵便局	富良野郵便局	名寄郵便局	—
留萌地域	留萌郵便局	—	—	
宗谷地域	稚内郵便局	—	—	
オホーツク東地域	網走郵便局	北見郵便局	美幌郵便局	—
オホーツク西地域	北見郵便局	遠軽郵便局	紋別郵便局	—
十勝地域	帯広郵便局	音更郵便局	—	
釧路地域	釧路中央郵便局	釧路西郵便局	—	
根室地域	根室郵便局	中標津郵便局	—	

町村長又は町村の議会の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局

【2023年1月1日から適用（2023年1月27日現在）】

○町村長又は町村の議会の議員

自治体名		郵便局名	
愛別町	愛別郵便局	旭川東郵便局	
赤井川村	余市郵便局	—	
足寄町	足寄郵便局	帯広郵便局	
厚岸町	厚岸郵便局	釧路中央郵便局	
厚沢部町	江差郵便局	—	
厚真町	厚真郵便局	苫小牧郵便局	
安平町	早来雪だるま郵便局	苫小牧郵便局	
池田町	十勝池田郵便局	帯広郵便局	
今金町	今金郵便局	長万部郵便局	
岩内町	岩内郵便局	倶知安郵便局	
浦臼町	浦臼郵便局	札幌中央郵便局	
浦河町	浦河郵便局	苫小牧郵便局	
浦幌町	浦幌郵便局	帯広郵便局	
雨竜町	滝川郵便局	—	
江差町	江差郵便局	—	
枝幸町	枝幸郵便局	稚内郵便局	
えりも町	えりも郵便局	苫小牧郵便局	
遠軽町	遠軽郵便局	—	
遠別町	遠別郵便局	留萌郵便局	
雄武町	雄武郵便局	遠軽郵便局	
大空町	網走郵便局	—	
奥尻町	奥尻郵便局	江差郵便局	
置戸町	置戸郵便局	北見郵便局	
興部町	興部郵便局	遠軽郵便局	
長万部町	長万部郵便局	—	
音威子府村	音威子府郵便局	名寄郵便局	
音更町	音更郵便局	—	
乙部町	江差郵便局	—	
小平町	留萌郵便局	—	
上川町	上川郵便局	旭川東郵便局	
上士幌町	上士幌郵便局	帯広郵便局	
上砂川町	砂川郵便局	—	
上ノ国町	江差郵便局	—	
上富良野町	富良野郵便局	—	
神恵内村	神恵内郵便局	倶知安郵便局	
木古内町	木古内郵便局	函館中央郵便局	
喜茂別町	倶知安郵便局	—	
京極町	倶知安郵便局	—	
共和町	岩内郵便局	倶知安郵便局	
清里町	清里郵便局	網走郵便局	
釧路町	釧路中央郵便局	—	
倶知安町	倶知安郵便局	—	
栗山町	岩見沢郵便局	—	
黒松内町	黒松内郵便局	倶知安郵便局	
訓子府町	北見郵便局	—	
剣淵町	和寒郵便局	名寄郵便局	
小清水町	小清水郵便局	網走郵便局	
様似町	様似郵便局	苫小牧郵便局	

自治体名		郵便局名	
更別村	更別郵便局	帯広郵便局	
猿払村	鬼志別郵便局	稚内郵便局	
佐呂間町	佐呂間郵便局	北見郵便局	
鹿追町	鹿追郵便局	帯広郵便局	
鹿部町	鹿部郵便局	函館中央郵便局	
標茶町	標茶郵便局	釧路中央郵便局	
標津町	中標津郵便局	—	
士幌町	士幌郵便局	帯広郵便局	
島牧村	島牧郵便局	倶知安郵便局	
清水町	清水郵便局	帯広郵便局	
占冠村	占冠郵便局	富良野郵便局	
下川町	名寄郵便局	—	
積丹町	美国郵便局	小樽郵便局	
斜里町	斜里郵便局	網走郵便局	
初山別村	初山別郵便局	留萌郵便局	
白老町	白老郵便局	苫小牧郵便局	
白糠町	釧路西郵便局	—	
知内町	木古内郵便局	函館中央郵便局	
新篠津村	新篠津郵便局	札幌中央郵便局	
新得町	新得郵便局	帯広郵便局	
新十津川町	滝川郵便局	—	
新ひだか町	静内郵便局	苫小牧郵便局	
寿都町	寿都郵便局	倶知安郵便局	
せたな町	北桧山郵便局	長万部郵便局	
壮瞥町	壮瞥郵便局	苫小牧郵便局	
大樹町	大樹郵便局	帯広郵便局	
鷹栖町	旭川東郵便局	—	
滝上町	滝上郵便局	遠軽郵便局	
秩父別町	秩父別郵便局	旭川東郵便局	
月形町	月形郵便局	札幌中央郵便局	
津別町	津別郵便局	北見郵便局	
鶴居村	鶴居郵便局	釧路西郵便局	
天塩町	天塩郵便局	留萌郵便局	
弟子屈町	弟子屈郵便局	釧路中央郵便局	
当別町	当別郵便局	札幌中央郵便局	
当麻町	旭川東郵便局	—	
洞爺湖町	虻田郵便局	長万部郵便局	
苫前町	苫前郵便局	留萌郵便局	
泊村	後志泊郵便局	倶知安郵便局	
豊浦町	豊浦郵便局	長万部郵便局	
豊頃町	豊頃郵便局	帯広郵便局	
豊富町	幌延郵便局	稚内郵便局	
奈井江町	砂川郵便局	—	
中川町	中川郵便局	名寄郵便局	
中札内村	中札内郵便局	帯広郵便局	
中標津町	中標津郵便局	—	
中頓別町	中頓別郵便局	稚内郵便局	
長沼町	岩見沢郵便局	—	